６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この実施要領は、６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務概要

（１）業務名

６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託

（２）業務内容

つくば市浄水場及び配水場等における水道施設運転の操作及び保守点検･監視等の運転管理に係る、水道法第24条の３に基づく第三者委託業務

（３）履行期間

令和６年（2024年）４月１日から令和11年（2029年）３月31日（５年間）

３．提案限度額

１,３７３,３７２,０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４．参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において（（9）を除く）、次の要件を満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

（４）茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月 14 日付け監第692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停3止等措置要綱（平成６年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

（６）市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。

（７）平成25年４月１日以降に、水道事業体の配水場施設（給水人口が10万人以上かつ１日平均給水量が５万㎥以上）の運転管理業務において、次のいずれかの条件を満たしていること。

ア　24時間体制で３年以上の契約期間で元請けとして包括委託の業務を契約した実績（履行中のものも可）を有すること。

イ　水道法第24条の３に基づく第三者委託の業務を３年以上の契約期間で元請けとして契約した実績（履行中のものも可）を有すること。

（８）当該委託業務は、単独企業のほか共同企業体による参加も認めるものとする。共同企業体で参加する場合は次の要件をすべて満たすこと。

ア　構成員は３者以内とする。

イ　代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。

ウ　構成員の最小出資比率について、構成員の数が２者の場合は３０パーセント以上、３者の場合は２０パーセント以上とする。

エ　構成員は (１)から（６）の要件をすべて満たすものとする。

オ　構成員 のいずれかが（７）の要件を満たすものとする。

カ　構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないものとする。また、本プロポーザルに参加しようとする他の共同企業体との間に、資本関係又は人的関係がない者であるものとする。

（９）次に定める受託水道業務技術管理者及び総括責任者を参加申込書提出時点で、直接的に雇用し、契約締結日を含む30日以内の日から本業務担当者として配置できること。なお、受託水道業務技術管理者と総括責任者は兼任できるものとする。

ア　受託水道業務技術管理者及び総括責任者の共通要件として、平成25年４月１日以降に、参加申込の時点で、水道事業体の配水場施設（給水人口が10万人以上かつ１日平均給水量が５万㎥以上）において、合計３年以上の管理監督業務の経験を有すること。

イ　受託水道業務技術管理者（水道に関する高度な技術力及び浄配水施設の運転管理、維持管理に５年以上の実務経験を有する者とする。）

ウ　総括責任者（水道に関する高度な技術力及び浄配水施設の運転管理、維持管理に５年以上の実務経験を有する者とする。）

エ　共同企業体で参加する場合、 構成員のいずれかより配置すること。ただし、常勤の自社社員であり、かつ 参加申込の時点で１年以上の雇用関係があること。

（10）水道施設管理技士３級以上の資格を有する者が在籍し、３名以上従事可能であること。また、共同企業体で参加する場合、共同企業体として要件を満たせばよいものとする。

（11）次の要件を満たす者が在籍し、１名以上従事可能であること。ただし、イの要件について、施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第52条第２項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合は、この要件を除く。

なお、１名が複数の要件を兼ねても構わないものとする。また、共同企業体で参加する場合、共同企業体として要件を満たせばよいものとする。

ア　電気工事士の資格を有する者。

イ　電気主任技術者の資格を有する者。

ウ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者でも可）の資格を有する者。

エ　危険物取扱者乙種４類（甲種でも可）の資格を有する者。

オ　刈払機取扱安全衛生教育を修了した者。

カ　低圧電気取扱特別教育を修了した者。

キ　フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）特別教育を修了した者。

５．参加申込方法等

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、要求水準書、性能仕様書、その他関係法令等を理解したうえで、次のとおり申し込みを行うこと。なお、共同企業体で参加する場合、本プロポーザルに係る手続き等は代表構成員が行うものとする。

（１）申込先

〒305-0816　茨城県つくば市学園の森三丁目50番地４

つくば市上下水道局水道監視センター

電話：029-851-3265

Fax： 029-851-3264

Mail： wtr050@city.tsukuba.lg.jp

（２）申込方法

事前に電話にて来庁日時を連絡し、以下の資料を持参すること。郵送又はメールによる提出は不可とする。

ア　参加申込書・誓約書（様式第２－１号）

イ　受託実績証明書（様式第２－２号）

ウ　会社概要（様式第２－３号）

エ　保有する技術職員の状況（様式第２－４号）

オ　配置予定の受託水道業務技術管理者の経歴および業務実績（様式第２－５号）

カ　配置予定の総括責任者の経歴および業務実績（様式第２－６号）

キ　添付書類

１）受託実績を証明する書類（契約書の写し又は証明書など）

２）本店・支店・営業所等の所在地など会社概要がわかるパンフレット

３）法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式：写し可（直近

２年分）

４）技術者の資格を証明する書類

５）共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合）

６）商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行）

７）印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

（３）申込期間

本実施要領公表の日から令和５年（2023年）10月４日（水）17時まで

（４）提出部数

正本１部、副本１部（返却用）の合計２部提出すること。

（５）現場説明及び資料の閲覧

希望者には、業務に関係する現場説明及び資料の閲覧を行う。なお、 参加は自由で、評価に関係しない。現場説明及び資料の閲覧期間は下記のとおりとする。

ア　申込方法

閲覧の日時を調整するため、閲覧を希望する場合は、電子メール、電話等で、つくば市上下水道局水道監視センターへ事前に連絡すること。

イ　申込期限

令和５年（2023年）９月４日（月）17時まで

ウ　資料の閲覧日等

令和５年（2023年）９月11日（月）から令和５年（2023年）９月20日（水）まで

１者あたり３時間程度、３名まで。

日時は、発注者が別途指定する。

閲覧資料については、別紙「閲覧資料一覧」のとおり。

（６）参加資格審査結果について

　　　　参加資格の審査結果については、令和５年（2023年）10月10日（火）に電子メールにて通知するものとする。

（７）辞退について

応募申込みをした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式第４号）を令和５年（2023年）10月５日（木）までに提出すること。

６．提案書の内容及び作成方法

（１）提案書の内容及び様式

ア 提案書鏡 （様式第３－１号）１部

イ 提案書 表紙（正本）（様式第３－２号）１部

ウ 提案書 表紙（副本）（様式第３－３号）９ 部

エ 提案書（任意様式） １０ 部

オ 見積書（様式第３－４号） １部

カ 見積内訳書（様式第３－５号）１部

（２）記入上の注意事項

別紙「提案書 作成要領」のとおり

７．提案書の提出方法等

（１）提出方法

持参又は郵送とする（提出期限必着とする。）。

（２）提出期限

令和５年（2023年）10月30日（月）17時まで

（３）提出先

〒305-0816　茨城県つくば市学園の森三丁目50番地４

つくば市上下水道局水道監視センター

電話　029-851-3265

Fax 029-851-3264

Mail wtr050@city.tsukuba.lg.jp

（４）プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和５年（2023年）11月６日（月）を予定。

イ 実施場所

〒305-0816　茨城県つくば市学園の森三丁目50番地４（葛城配水場）内、２階会議室又は、〒305-0817　茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１（つくば市役所本庁舎）内、会議室を予定。

ウ 出席者

１者あたり原則、４名以内とする。

エ 所要時間

準備：５分程度

プレゼンテーション：30分以内

質疑応答：20分程度

片付け：5分程度

オ 留意事項

①プレゼンテーションは、事前に提出した提案書の内容による他、プロジェクター等を用いて実施することを許可する。なお、プロジェクター等を用いて実施する場合でも、パワーポイント資料等のスライドを印刷して配布すること。

②スクリーンについては水道監視センターにおいて用意するが、プロジェクターやパソコン等プレゼンテーションに必要な機器類は出席者が用意すること。

③持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

④開始時間等の詳細については、後日、別途通知するものとする。

⑤新型コロナウイルスの再流行等により、対面でのプレゼンテーションが不適切であると、つくば市上下水道局水道監視センターで判断した場合、オンライン方式によるプレゼンテーション及びヒアリング等の方法に変更する場合がある。

８．審査方法等

（１）審査方法

審査は、別に設置する浄配水場施設運転管理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「 委員会 」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を別紙「浄配水場施設運転管理等業務委託評価基準（以下「評価基準」という。）」 に基づき審査する。審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。 ただし、受託候補者は 評価基準に定めた最低基準点を満たしている者とする。 なお、有資格参加者が１者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

（２）項目及び審査基準

別紙「浄配水場施設運転管理等業務委託評価基準」 のとおり

９．審査結果

審査結果は、受託候補者の特定後、有資格参加者全てにプロポーザル審査結果通知書で電子メールにより通知するものとする。審査結果は、契約締結後、速やかにつくば市ホームページにおいて公表する。

10．受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11．日程

本プロポーザルは、次の日程で実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 実施内容 | 実施期日 |
| 1 | 公募型プロポーザルの実施の公表 | 令和５年（2023年）８月22日（火） |
| 2 | 現場説明及び資料の閲覧 | 令和５年（2023年）9月11日（月）から  令和５年（2023年）9月20日（水）まで |
| 3 | 実施要領等に関する質疑受付 | 令和５年（2023年）9月22日（金）から  令和５年（2023年）9月26日（火）まで |
| 4 | 実施要領等に関する質疑回答 | 令和５年（2023年）９月29日（金） |
| 5 | 参加申込書の提出期限 | 令和５年（2023年）10月４日（水）まで |
| 6 | 参加資格審査結果の通知 | 令和５年（2023年）10月10日（火） |
| ７ | 参加資格審査結果の説明請求期限 | 令和５年（2023年）10月17日（火） |
| ８ | 提案書等の提出期限 | 令和５年（2023年）10月30日（月）まで |
| ９ | プレゼンテーションの実施 | 令和５年（2023年）11月６日（月）予定 |
| 10 | 審査結果の通知 | 令和５年（2023年）11月10日（金）予定 |
| 11 | 非特定結果の説明請求期限 | 令和５年（2023年）11月20日（月）予定 |
| 12 | 契約の締結 | 令和５年（2023年）12月４日（月）予定 |
| 13 | 審査結果の公表 | 令和５年（2023年）12月５日（火）予定 |

12．質疑・回答

（１）提出方法

電子メールにて、質問書（様式第１号）を下記のメールアドレスに送信すること。必ず電話等で「６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wtr050@city.tsukuba.lg.jp

（２）提出期限

令和５年（2023年）9月22日（金）から令和５年（2023年）9月26日（火）17時まで

（３）提出先及び回答方法等

令和５年（2023年）9月29日（金）までに、質問のあった法人には、電子メールで回答することとする。

13．その他実施上の留意事項

（１）参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合

キ 実施要領等に違反すると認められた場合

ク アからキに定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（２）企画提案書の提出は１者につき１案のみとする。

（３）提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

（４）つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。

（５）業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。

（６）緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、日程や実施内容に変更が生じる可能性がある。

（７）本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

（８）提出された全ての書類は返却しない。

（９）発注者から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

（１０）本要領に規定されていない事項が発生した場合は、委員会にて協議し決定する。

14．問合せ先

（１）担当部署名及び連絡先

〒305-0816　茨城県つくば市学園の森三丁目50番地４

つくば市上下水道局水道監視センター

電話　029-851-3265

Fax　 029-851-3264

Mail wtr050@city.tsukuba.lg.jp